

第3回 農業振興協議会議事録（概要）

日時 平成21年1月27日（火） 15時00分～17時00分

場所 鎌倉市役所 市議会全員協議会堂 （2階）

出席委員 19名

河野会長、石井副会長、安齊純委員、安齊清委員、安藤委員、市田委員、内海委員、柿澤委員、梶谷委員、小泉委員、三ノ宮委員、中島委員、並木委員、林委員、盛田委員、矢野委員、山ノ井委員、山元委員、鳥山委員代理（細谷教頭）

事務局 相澤市民経済部長、梅澤市民経済部長、大谷産業振興課長、
加藤産業振興課農水担当係長、押山産業振興課農水担当係長、渡邊産業振興課副主査

議事

（1）報告

- ① 第3次総合計画第2期中期実施計画の内容（資料1）
- ② 耕作放棄地対策全体調査結果（資料2）
- ③ 鎌倉市緊急経済対策支援に係る農業支援について（資料5）

（2）審議事項

今後の農業振興施策についての意見交換

～第2回協議会での話し合いを踏まえて～（資料3・4）

- ① 遊休農地の活用（農地の有効利用）について
- ② 鎌倉ブランド野菜の振興（安全安心な野菜の供給、地産地消）について

（3）その他

事務局：定刻となりましたので、これより第3回の農業振興協議会を開催いたします。

本日、西山委員から欠席の報告、鳥山委員の代理で小学校の教頭会から大船小学校の細谷教頭先生に出席頂いております。19名の出席です。それから、傍聴希望者はございませんでした。よろしくお願いいたします。

会長：本年度の最終の第3回目の協議会です。よろしくお願いいたします。

基本的には前回の会議と同様にテーマに沿った自由な意見交換を進めていきたいと考えております。その中から、今後鎌倉市が取り組んでいく農業振興の方向性が見出せればと思っておりますので、その点を踏まえながら皆様のご意見を頂ければと思います。

まず報告からですので、資料について事務局お願いします。

事務局：それでは本日の資料についてご説明いたします。

まず、本日の次第になります。

資料1をご覧ください。第3次総合計画第2期中期実施計画の産業振興の部分の抜粋です。前回の会議でご協議いただきました内容も踏まえて、平成21年度から25年度までの五ヵ年の中期実施計画への反映を行いました。基本計画施策の方針であります「都市農業の振興」「鎌倉ブランド事業の推進」は前期実施計画の内容をそのまま継承しています。資料1裏面をご覧ください。「農産物等ブランド事業」が、継続認定され、新たに「市民農園の開設」と「農業生産基盤の整備」が実施計画事業に採択されました。新規事業では、厳しい財政状況の中で、要望した事項がすべて反映されたものとはなっていませんが、実施計画事業として認められたので、今後更なる事業展開に向け、努力していきたいと考えています。

次に資料2をご覧ください。今年度、農林水産省が全国の市町村を対象に行っている耕作放棄地全体調査で、市町村内の耕作放棄地を一筆ごと調査するもので、本市は8月から9月にかけて行い、その調査結果です。耕作放棄地とは耕作されず草が繁茂したり、荒れている土地のことをいいます。鎌倉市では関谷、城廻地区に限り調査を行いました。今回の調査はあくまでも、現在の農地の状況だけの判断とし所有者の方の意向の確認までは行っておりません。調査の結果、耕作放棄地は約4.2ヘクタールあり、全体の農業振興地域内の農用地面積47.8ヘクタールの8.8%となっています。今後のスケジュールでは耕作放棄地解消計画を、市が作成することになっています。本日の協議会での皆さんからの意見も計画にぜひ反映できたらと考えています。次に資料の3、A3の資料になります。こちらは第2回協議会の議論を踏まえた、検討テーマ別の今後の進め方でございます。資料は大きな6つのテーマごと、前回までの会議での皆様の議論を、それに対する今の現状と課題をあげ、今後の進め方を示してみました。詳しくは後ほどの審議事項で説明をさせていただきます。次に資料4をご覧ください。資料4は、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市の農業振興事例です。資料3のテーマ5、市民と農業者の交流、他市の事例ということで、藤沢市、茅ヶ崎市の事業を紹介しました。その下にありますのは、本市で行っている遊休農地解消対策事業などの様子です。裏面は神奈川県の中老年ファーマーと神奈川サポーター制度の概略、遊休農地解消の制度として利用されています。最後になりますが、資料5をご覧ください。資料5は、昨今の厳しい経済状況に対する緊急支援対策として実施いたします農業者に対する鎌倉ブランド堆肥購入費用の助成、農業者に対するハウス栽培燃料代の助成の概要資料でございます。これは中小企業融資など他の緊急支援施策とともに12月市議会におきまして補正予算が認められたものです。以上が本日の配布資料になります。よろしくお願ひします。

会長： それでは、審議事項に入りますが、今後の農業振興施策の「遊休農地の活用について」を資料3、資料4を見ながら、事務局から説明をお願いします。

事務局： 本日の審議事項は「今後の農業振興施策について」ですが、テーマは、「遊休農地の活用について」と「鎌倉ブランドやさいの振興」について意見交換を中心に協議を行っていただきたいと考えています。

資料の3をもう一度ご覧ください。6つのテーマの中から、この2つのテーマを選ばせていただいた理由を簡単に説明させていただきます。まず、「遊休農地の活用」につきましては、本市だけでなく全国的な課題としてとりあげられています。食の安心・安全のため国内の食料自給率をあげることは重要な課題といえますが、食料自給率の話鎌倉という地域の中だけで議論するという事は話が大きくなりすぎてしまいますので、見方を変えさせていただきます。実は、この遊休農地の活用というテーマ、テーマ2の「新たな担い手育成、確保」や、テーマ5の市民と農業者の交流を関連づけて考えた方がいいのではないかと思います。例えば耕作放棄地の原因が、後継者や担い手不足であれば、担い手が育成されれば、農地は荒らされずに済み、耕作放棄地が活用される。どうしたら担い手育成ができるのか、担い手までとはなくても農作業を手伝ってほしいという農家と農作業を手伝いたい市民の交流は、どのようなものが考えられるのか、などといったように、それぞれのテーマごとに、今後の進め方が見えてくるのではないかと思います。そういった意味で、2と4と5を点線で結んであります。それぞれの立場から具体的な取り組みのご提案、ご意見などを頂ければありがたいと考えています。

会長： 資料3の真ん中にテーマ4がございますが、遊休農地の活用、農地の有効利用というところと、それから2番目の新たな担い手育成、それから5番目の市民と農業者の交流、この辺を結ぶと遊休農地の活用が可能なのではないかということですね。今、国は耕作放棄地等を解消し、農地として利用していこうということで進めています。資料の説明のところでありました鎌倉市の4.2ヘクタールも農地で利用していくということですか。

事務局： 4.2ヘクタールにつきましては、それぞれの所有者の方々の細かい事情まで聞いているわけではありません。市の今の計画の中では、農用地は農地として活用していく。耕作放棄地があれば、確認をして、利用できるようにしていきたいと考えています。

会長： わかりました。農業委員会の方は一番関連があるのでしょうか。農業委員会の安齊さんどうぞ。

安齊委員： 農業委員会の安齊です。農業委員会の方では、それなりの施策というのを考えていかなければいけないと思うのです。これからどう対応していくのか、やらなければいけないという気持ちはありますが、具体的なものはこれから思っています。農業委員会は、このたび、改選があり、7月から新委員になりましたので、具体的にどうしようというのは、農業委員会としてまだ何も決まって

いません。市と同じような足どりで行かなければいけないのかなと思います。まずは、今言われたように農業振興地域から調査しようという話だと思うのです。確かに農業振興地域は、農業を振興する土地ですから、それなりの活用をしていかなければいけないということは当然だと思います。4.2ヘクタールをどのようにしていったらいいかという、先ほど、事例の中に中高年ホームファーマーや農業サポート制度などがありましたが、おそらくこのようなものを柱として、やはり考えていかなければいけないとは思っています。それから、農業をやりたいという方がかなりいらっしゃると思います。資料3の中にある第2回の議論の内容に、「農業をやるには勉強をしてからやってほしい」とかありますから、簡単に農業をやるといってもなかなかできないと思います。まず、どのように農業者を育てていかなければいけないのかなということを、考えていくべきだと思います。

会長： 最近、簡単な発想なのでしょうけど、派遣社員の社会問題などもあって、農業をやっていききたいという、学生が増えてきています。

ところが、身体は、非常に貧弱で、一、二回働かせたら倒れそうなのです。

でも本人のやる気が非常にある。中高年の方もそうです。大学などでは、研究的な話はしますが、実際の農業を朝早くから起きて、夕方までやるということはありません。自分の身体が農業の身体になっていかななくてはいけないというようになるのですが、そういう意味で、農業を育てるには、中高年や学生のための農業研修所みたいな施設があるといい、しかも鎌倉、藤沢など、この湘南の地でやっていただくことになれば、いかがなものでしょうか。

市田委員： 私もここ一年ぐらい、耕作放棄地、特に鎌倉市もそうですが、都市近郊でありながら耕作放棄が起こってしまっているという所を調査しています。一つ気が付きましたのは、こちらでは48ヘクタールは農振農用地域について一筆調査されたと言うことですが、それ以外の市街化区域のほうは、調査をされたのでしょうか。例えば、市街化区域の畑でも、ちゃんとやっている方もいれば、やれてない方もいて、いろいろな事情で放棄されてしまっている所もあるのではないかと思います。まずは、農業振興地域に手をつけてということになるのでしょうか、私は、市全体としてみると、市街化区域というか、街なかに近い方の農地がどうなっているのかも、調査しておさえておいた方がいいのかなと思っています。もしそのあたりのことで、この全国調査とは別に何か情報をお持ちであれば教えて頂きたいと思います。

事務局： 農業委員会事務局の押山と申します。農業委員会の立場で、市田委員さんがおっしゃられた市街化区域での耕作放棄地の状況ということですが、特に市街化区域内の状況は、具体的には掴んではおりません。農地の転用という農地法上の手続きにつきましては、市街化区域については届出制であり、市街化転用の

行為については、基本的に所有者の方の意思です。市街化を促していこうという街づくりの方針がある中で、届出というような制度を取っているというような現状です。従いまして、市街化区域の農地の保全もしくは、耕作放棄地を農地に戻していこうという考え方につきましては、農地であっても、守っていこうとする農地と、市街化を進めていこうという農地とのすみわけの中で、多少難しい問題があるという認識があります。ただ、市街化区域の中でも、生産緑地として守っていこうという農地、これにつきましては、市街化を図ろうという地域の中であっても、調整区域内の農地として、保全をという認識は、農業委員会でも強く持っているところでございます。

会長：生産緑地として把握しているわけですね。遊休農地の活用については内海委員や盛田委員は、よくご存じではないですか。

内海委員：私も、農業委員が中心になっている遊休農地解消対策協議会に昨年まで参加していました。活動は、遊休農地を委員の人たちで耕作して、それを畑にして、地主さんに戻すというものでした。今年度はどのような活動ですか。

事務局：農業委員会が中心になって行なっています。遊休農地解消対策協議会について、今年度の活動の状況をご説明します。これは、平成17年度鎌倉市遊休農地解消対策協議会として設立され、メンバーは、さがみ農業協同組合、鎌倉市役所、農業委員会から7名、合計14名のメンバーで、活動をしています。20年度には、耕作放棄されていた関谷の農振地域の畑のひとつを地主さんからお借りし、地主さんと一緒になって、畑を元に戻そうという活動を行いました。これは、19年度20年度と2年間をかけ、ひとつの畑を復元する作業でした。20年度については、資料4をご覧ください。資料4の中の下半分に、遊休農地の活用という枠で囲ったところがあります。写真がありますが、遊休農地の作業を行なっている写真です。隣に写っているのが冬瓜です。この作業の中で、収穫をされました。この一箇所の畑に対し、春に、里芋やしょうがの植え付けなどを行ない、4月の下旬に、さつまいも、里芋や冬瓜の植え付けなどを行ないました。その後、草取りや草刈、また冬瓜のマルチ張りなどの作業を行い、8月にもミニ冬瓜の収穫ができました。9月にも、再び冬瓜の収穫等も行ない、さつまいもや冬瓜など収穫をし、市内小学校、市内の保育園に配付をしました。これらの作業につきましては、この1年間で十数回行いましたが、委員の方の時間の都合をつけていただき、解消作業をしていくのは、調整が難しく、天候などにも左右されながら、実際の作業を行うということは、大変だなど、いろいろ感じました。例えば、直接農業に携わっていない私たちも、植え付けから管理、収穫までという事を体験しながら、実際に荒れている畑に戻っていったということは、ある意味での満足感というような、そういう感覚を受け止めたと感じています。

内海委員：荒れている土地を地主さんから借りて、畑にしてもとの状態に戻して地主さんに返しても、最終的には、それを続けるかどうかは、地主さんのモラルです。そこが一番大きなところですよ。私たちが、いくら遊休農地を減らそう減らそうとしても、最終的には、地主さんが、他に迷惑をかけてはいけないと思うことなのです。家の農地は、市街化区域内がほとんどです。生産緑地制度がなかったとき、市街化区域内の農地でも、現況が、畑か畑でないかでは固定資産税の額が違い、市街化の畑は、きちんと耕作していないと、注意をされたものです。農業振興地域の中の農地というのは、もともと固定資産税が安く、ただし、農地しかやってはいけない。そういう場所なので、いくら荒らしていても、ほとんど注意もされず、税金も安い、そういうことが、理由なのでは、ないでしょうか。また遊休農地の活用では、さがみ農業協同組合鎌倉地区青壮年部としても、親子農業体験とか、芋ほりなどをやっています。これは遊休農地をお借りしてやっています。いろいろな方法はあると思うのですが、最終的には地主さんのモラルが一番だと私は思います。

会長：わかりました。おっしゃるとおりだと思います。この作業した畑はお返しするのですか

事務局：遊休農地でお借りした畑につきましては、20年度に地主の方にお返しをしました。今現在は白菜など作付けをして、農地復元の効果というものが見られています。

会長：その畑には、後継者がいらっしゃるのですか。

事務局：若い方が、やっています。

盛田委員：今内海委員から話があったように、所有者の意向だと思います。遊休農地を畑に戻してもらったら、農業者の方に声を掛けてもらえると、すごく有難いです。今、資料を見ていますが、このような荒れた畑を畑に戻してくれと言われた場合、多大な費用がかかると思います。先ほどの作業した畑は、どのくらいの広さですか。

事務局：10アール位あります。この畑を10人、15人でやりました。

盛田委員：本来は、本当に畑に戻してもらって、農家の意見を聞いてもらう。例えば、最初に地図を広げて、耕作放棄地の場所は、ここここなのだけど、どうかと言うところから。これの資料を見ると車も入れないようなところもあるので、そういうところは一番最後になってしまうと思うのですが。

私自身の体験ですが、仲間と一緒に10アールの畑を本当に荒れた状態のところから、農地復元し、今鎌倉で売っている「吾妻鏡」という焼酎の芋をそこで作っています。一緒に活動している酒販組合さんに言われます「3年目になってやっといい芋ができた」と。1年目は本当に木の根っこみたいな芋で、本当に荒れていた土地なので肥料が全然入ってなかったのです。3年もかかるこ

とを思うと、この遊休農地と耕作放棄地を早めにやっつけていかないと、どんどん手遅れになってしまうと思います。

会長：さがみ農協の方は、いかがですか。

石井副会長：このような状況は、担い手になる人がいなかったり、後継者がいなかったり、また勝手に売ってしまったり、売ってお金をもらってしまえば、完全にその人は相手に売ったつもりになってしまいますが、購入した人には、農家の資格がないので、仮登記というような形でしか登録ができない。そういった農地もかなりあると県などの会議で話題になっています。神奈川県では相当あるそうです。

会長：今の話で農家でない人に売ってしまい荒れているとのことですが、農家の人は、農家は競争相手だから、競争相手には売らないということがありますか。今ここの4.2ヘクタールの土地にそのようなことはありますか。

事務局：この約4.2ヘクタールの部分については、所有者39名ですが、亡なられていたり、引越しをしていたりと方もおりますが、仮登記がついているような方はここには入っておりません。一応どなたかが耕作できる家ではある。車が入れないようなところ、相続した後、農作業ができていないというようなところもあります。

並木委員：国の動をご説明します。今、国が農地改革プランを去年の暮れに発表しました。その中で、農地の所有と利用を切り離すと言っています。所有は、所有で置きといて、利用権を設定するという部分についても、要件は緩和するような流れがあります。そういう流れの中で、合わせて税制も変えていきますということです。相続税納税猶予は、従来は貸したら打ち切りになったのですが、一定の条件で貸借することについては、終身農地利用という言い方をしています。その方が生きていられる間はずっと農地として利用する、そういうことを前提にして納税猶予の特例農地として認める方向で、今進めているようです。農地が荒れてしまってどうしようと言った時に、所有者はなかなか土地を手放したくないのは、当然だと思います。そこのところをうまく、貸し借りというところに、何とか繋げていけるようになればいいなと考えます。

しかし、実際に耕作して農業をやりたいという農家の方が見つからなければ、一時的に保全管理的なことをしなければならぬと思います。こちらで取り組まれているような作業や、学校と連携して畑作業をするなど。実際に、そこを借りて本格的に耕作してもいいという人が見つかるまで、繋ぐ、そんなことも必要だと思います。荒廃地への初期投資ですが、平成21年度の予算の中で耕作放棄地の解消の協議会を作り、協議会で行う解消作業へは交付金を出しますと国が示しています。県は、今年度中に協議会を立ちあげることになっています。さらには、地域にも是非作ってくださいという言い方をしています。協議会が出来ますと、交付金が受けられるという制度ですので、この交付金が、初

期投資の部分の援助となります。それと県の事業で、事業費の 50%を補助する制度もあります。一定の要件が整えばですが。資料4の裏のところに中高年ホームファーマー、かながわ農業サポーターということで二つの制度をご紹介しますが、この中高年ホームファーマーの部分については、来年度から樹園地を対象にしたホームファーマーを考えています。新年度の新しい事業として、農業生産法人ではない、株式会社、あるいは NPO 法人などで、農地を借りたいという意向がある場合、県の農地課に相談窓口を設けて、一括して相談を受ける。内容によっては技術取得の支援もするとか、農地の取得の斡旋みたいな情報提供制度も考えています。個人が農業サポーター制度とすると、その法人版みたいなものです。サポーターも、法人の方もそうですけど、基本的な法律の枠組みがありまして、今までは通常の農業生産法人という一定の条件がある法人でないと農地の貸し借りが出来ませんでした。けれども、平成 17 年に一部法改正があつて、農業生産法人以外の法人でも一定の条件の枠組みの中で、農地の貸し借りが出来るという制度になりました。この制度は市町村が定めるところの要活用農地であり、市町村として、ここは農地として使っていかなければならない土地ですというエリアの中に限ってそういう法人が入っていけるという制度になっています。今度法律が変わると、そういう特定のエリアではなくて、どこでもきちんと要件を満たしていければ、一般の企業・NPO 法人に農地を貸したり、借り受けたりしてそこで作業をすることができます。そういう大きい国の政策の流れみたいなことがありますから、そういうのをうまく使って、プラスして、鎌倉として上手くやっていけるようなことができればいいなと思います。その辺りの制度をある程度見極めて、使えるものは使っていく、他からお金もらってきますので、いろいろ制約はあつて面倒な部分っていうのは当然あるのですが、その辺も加味しながら、皆さんが、ボランティア的に手弁当でやられていた部分を少しでも緩和できれば、違うところにエネルギーを、振り分けられればということもありますので、枠組みとか、制度を取り入れることは、行政がある程度主導的に動いていくところなのではないかという感じもします。

会長：農地法の改正はだいぶ前からやっていますね。農業委員会でも国会でもやっていますが、なかなか変わらない。神奈川県が農業に力をいれているって聞いていましたけど、そういうのに関わりがあるのでしょうか。

並木委員：今の話は、基本的には国の話です。ただ県のほうもやっぱり耕作放棄地対策と言うことで、議会でも話題になっています。

会長：知事もなんか発言されたのですか。

並木委員：そうです。そういうこともあつて、ご説明した新規制度みたいなものにもそれなりに取り組んでいくということです。

会長：どうもありがとうございます。今の件でいかがですか。そういう方向性がある。土地の賃借に、市や、農協が間に入るってということで、貸していくっていうことができるようになっていくのですか。

事務局：一般企業が農地の貸し借りに入ろうとすると、市が、間に入り、法人と個人の協定を結んでいただくこととなります。協定には、きちんと耕作してくださいとか、地域の活動には参加してくださいなどという協定を結んで、その協定を前提にして、基盤強化法の利用集積を行うという枠組みになっています。

会長：山元さんはいかがですか。

山元委員：遊休農地を解消するということですが、できれば、その地元の農家の方や、地元の市民が中心となってそれを行うことができればいいなと思います。他市の事例ですが、藤沢市では、いわゆる担い手というような農家のかたが、近年農家の遊休地をかなり集積して、一つは「地の縄の会」という会を作りました。その遊休地で、小麦を作り、それを地元のパン屋さんや、お蕎麦屋で使うという商工連携をやりました。借り受けた土地では、あまり手のかからない作物を作ることにして、かなり広い土地もそのような利用にして、遊休農地を解消しています。そこでは、他にも、とうもろこしやじゃがいもなどを作って、収穫の時期になると、積み採りイベントをやったりし、地域交流も兼ねているようです。そんな形で遊休農地の活用が広がっていけば、本当に地元で遊休農地を解消しているという気がするのではないかと思います。ただ遊休農地といっても、荒廃地からただ休んでいるところまで、色々ありますので、あまり広くひどい状態になってしまう前に、まずはなにか手を打つということも、忘れてはいけないかと思います。

会長：どうもありがとうございます。土地利用とか土地の制度というような話でここまでできました。

市田委員：市に確認なのですが、鎌倉の農地、課税対象としている農地、センサスの数字ですと、鎌倉の農地は、だいたい100ヘクタールくらいで、このうちの、半分くらいが農振農用地域にあるということですか。

事務局：農地の面積について、ご説明をいたします。課税上の農地という農地面積は、約108ヘクタールございます。そのうち、先程お話ししました農用地としての面積は47.8ヘクタールという数字が資料の中に入っていたと思います。数値の関係はそのような感じでございます。

市田委員：それと対極にある生産緑地が、以前いただいた資料だと、18ヘクタール位ということでしたが、それも変わっていませんか。一年くらい前にいただいた資料ですが。

事務局：ほとんど変わっていません。

市田委員：ということは108ヘクタールから47.8ヘクタールと18ヘクタールを引いて、

残りが 42.2 ヘクタール。

事務局：市街化調整区域内の農地がだいたい 75 ヘクタール位で、先程の生産緑地を含めました市街化区域内農地は 35 ヘクタール位です。市街化区域内の約半分が生産緑地、そんな割合になると思います。

市田委員：その生産緑地でない市街化区域の農地とか農振地域の中の農用地でないところの農用地がありますよね。市街化区域の中でいうと生産緑地になれば、先ほどお話があったように 30 年間は営農しないと宅地並み課税の対象になるので、一生懸命農業を続けられますけれども、数としては少ないのかもしれないのですが、市街化区域内の生産緑地以外の地もまだ残っているし、それから農振区域内の農用地以外の農地というところが、10 ヘクタール位ですか。そこあたりはもう特に問題ないというふうでよいのですか。

事務局：農振地域内で農用地に指定されていないほとんどのところが、浄水場です。そこは公共施設なので、農用地としての指定を外されています。市街化区域中の農地で生産緑地として耕作するというので、手を挙げられなかったところにつきましては、基本的にはその所有者の方の意向で、多分その後、生産緑地として 30 年耕作することは難しいと、その時点で判断されたということだと思います。それについてはその後、宅地されるとか、そういう選択肢を考えていらっしゃったと思われるので、農地として耕作してくれというような積極的な指導というのは、行っていません。もともとは市街化区域でございますので、市街化を促進する地域ということなのでそこまでのアプローチというのは、こちらの立場からはしていないというのが現状ではございます。

会長：今のところの耕作放棄地で、ご意見はありますか。

農協の立場で山ノ井さんいかがですか。

山ノ井委員：そうですね。農協といいますか、個人的な話になってしまうのですが、先程のモラルという話がありましたが、担い手がいらっしゃらないという農家の方の多くは、みなさん生まれながらに持っている土地ということで、やはり売りたいくても売れないということがあるみたいですね。その人たちの気持ちもわかるのですが、市街化区域であれば、宅地で売れたのにとということです。県のかたのお話にもありましたが、遊休農地の活用には、こういう制度があるよ、これからはこんふうになっていくよということを農家に啓発することを検討していかないといけないと思います。何かやっているではなく、作業へ協力を呼びかけ、意識を持っていただくようなものを考えなければいけないかと。

会長：なかなか厳しいですね。農地を借りたいという人がいるかですが。

事務局：今委員さんにそれぞれの立場で意見交換をいただいているのですが、たとえば、援農ボランティア制度が上手くいっている市町村もあるようですが、援農ボランティアなどを立ち上げた場合に、農業の方がそれを受入れていた

ける意向があるのでしょうか、また、委員の方で、市民の方などは、畑をお手伝いするというようなことがあった場合に、ボランティアですが、ご協力いただける方、結構やりたいという方は、いますか。本市でも、検討していかねなければならない制度と考えていますが。

会長：市民の代表でいかがでしょうか。安齊さん。

安齊委員：小さいお子さんをお持ちの友達に、家族で畑作りをしたいけれど、空いている畑がないかしらとか、どこかに休日に遊びに行くのではなくて、家族で畑を耕して、種をまいて、収穫をして楽しみたいのだけなんていうことを、尋ねられる友達も何人かいます。家は農家ですが、実際にお貸しできる畑はなく、そんな時は、農協とかに相談するのですが、こうした遊休農地とかを何とかして、そういった方々に、貸していただければ、これからの子どもたちにとっては、スーパーで買った野菜を食べるのではなくて、自分たちで育てて、収穫して家族で楽しんで、おいしいねと言って食べて、明るい食卓を作っていけるために、遊休農地をそういう形で利用してあげるのが、一番良いのかなって思います。

会長：ありがとうございます。では中島さん思うところを。

中島委員：この間、市民健康課と一緒に、盛田さんのところでたくあん作りの体験をしました。大根の収穫や、大根を洗う干すと、実習を2日間だけやりました。実際にやってみて、本気で農業やろうと思ったら、大変だなと感じました。やはり、少しでも経験すると、大根一本抜くのもかなり力が要るんだというのがわかりました。援農ボランティアの話は、そのとき一緒にやった主婦の方たちに聞いてみたら、割と興味を持った方が多くて、「農家の方のところに来て、ボランティアで働いてみたい」と言っていましたので、需用は結構あると思います。ただ、すぐにそれだけの力が発揮できるというわけでもないと思うので、実習、体験などが必要だと思います。そこから、農業に目を向けて、意欲も出て、自分で畑を借りてやりたいと思う方も出てくるのではないかと思います。

会長：どうもありがとうございます。次に林さんいかがですか。

林委員：私は、農家とか農業とか全く縁のないところに育っており、農業振興地とは、どういうところなのか、農振地なんてどういう地なのだろうなんて思っていました。そこには建物も建てられないのですよね。

会長：病院だとか特殊なものだったら農業委員会の許可が必要です。

林委員：そうですね。鎌倉の中でも、やはり土地がいろいろ不足していますよね。それで農業でなくても、例えば、福祉施設とか、保育園とか、農作業を体験させたい小中学生のための、簡単なプレハブでもいいのですが、ちょっとした施設が付いて、実際に農業体験ができるようになどどうでしょうか。

会長：小学校ということで、細谷教頭いかがでしょうか。

細谷教頭：鎌倉にこれだけの農地があったのかってということに、びっくりしました。

私は、御成小学校の時に、安齊さんの畑を見学させていただきましたし、現在稲村ガ崎小学校では、地域の遊休農地を借り受けて、地域の方のお力を借りて地域と学校が連携して畑、田んぼを耕作して、食育を行っています。大船小学校とのような、ほんとに商業地域の中にある学校ですと、学校の花壇で大根を作り、さつまいもを作る状況です。校庭で畑をできる場所はありません。この遊休農地を借り受けて、学校ができるかといいますと、これもまた難しいものです。学校というのは、ほかの総合的な学習や様々な教育課程もいっぱい詰まっておりますので、農作業だけで月に何日も畑に出かけるという状況はないのです。収穫とか作付けだけの体験をするってというような形でしか、総合的な学習の時間的余裕はないのかなと思います。たとえば市の方が冬瓜を作っていたら、それを収穫する体験というのを、夏に先生方が行いましたが、学校として、農地に遠い所にいる学校は、収穫、植え付け、そういう形でだけの参加しか現状では、できないのかなというように思います。むしろ鎌倉ブランドの野菜とかは、給食等に利用させていただくような形の食育、それから畑を見学させていただいての食育、そういう形での取り組みはできるのかなと思うのですけれども。

会長：どうもありがとうございます。盛田さんどうですか。

盛田委員：やっぱり現況を畑にしてもらってれば利用できると思います。

私の場合、今年は、市民健康課と産業振興課の講座で、「たくあん作り」をしました。この間は、玉縄中学校の玉縄チャレンジという行事で中学生と一緒にサツマイモの収穫をしました。「吾妻鏡」という焼耐用のいもです。

みんなで、いろんなことをするのが好きでやっていますが、やっぱり自分の畑というのはあくまでも自分の生活を守らなくちゃならないのもので、何かをそこでやろうとするのは難しいです。ですから、このようなところを畑に戻してもらえれば一番いいのですけど。食育は、農家がどんどん率先して、やらなければいけないと思います。この耕作放棄地を見る限り、畑に戻す労力は、とても費用がかかると思います。どうにか畑にしてもらえると、いろいろできると思います。

会長：今のように畑に戻せば、だれでも利用できますよね。利用してもらえる。

今お話しにでてるように、これをもう一回畑に戻す初期投資の部分を大人がやるってということだったら、どうなのですかね。

石井副会長：鎌倉市の農業、農家の実態を皆さんに理解していただかないと、いけないと思うのです。先ほどから話にも出ていますように、この湘南地区の中でも、鎌倉市の農業というのは特別で直売が非常に発達していると思います。鎌倉市農協連即売所も長い歴史を持っています。私も大賛成なのです。そうした中で、

鎌倉の農家は、野菜を主で経営しているのが90%以上です。家族経営ですので、やはり6反、8反が限界なわけです。

馬鈴薯とか、大規模にやれるような農地であれば違いますが。直売の難しきです。直売は、4日サイクルです。1日は、その直売日で、支度は、その前の日にあるいその前の日と2日間くらい、直売の次の日には、畑の管理などの作業を行うという状況です。

先ほども話がありましたが、隣の畑が荒れているようなことがあれば、今までは、うちで借りて、なんとかやっつけていこうということだったのですが、最近では、家族経営なので、そこまでやりきれない。気が付くと、荒れたまま、2年たち、5年たちというような形になってしまうこともある。このようなのが、実態です。先ほど企業が借り上げて農業をするという制度の紹介がありましたが、鎌倉の農地は、そういった環境ではないです。国や県などの思惑と全く食い違いが多すぎて、どうしたらいいか分からないというのが、現状です。

会長：今石井副会長から、無理とのことでしたが、もう少し、何かうまく組み合わせれば、どうでしょうか。農業もそうですけど、ここに働くことができる場所があるよと誘って、利用料を取りながら、みなさんで働いてもらってもいいようなことが考えられるのではないのでしょうか。鎌倉といういいところなんでね。何もただ土地を持っているから、税金を払わなきゃいけないじゃなくて、ここでは、体験をして働くことができると、入場料や体験料を取りながらやるってということもいかがでしょうか。

農村では、そのようなことをやっつけて、若い人たちはそこで働いて、働くことが、素晴らしいことだと、思う人も増えています。そのあたりも組み合わせただけだと思います。ここまで、なかなか難しいってことになっていきますが、なんかこれからヒントがでて、素案ができますように、どうでしょうか。

事務局：結論というのは、たぶん難しいと思います。やり方としては、来年度もこの協議会をやります。協議会での議論は1回目から同じようなことを行っていますが、もう少し小さい各分野の方が集まった部会か、なにかそういうところで、もう少し詰めて具体的な案を出してみて、また協議会にフィードバックして、皆さんに議論していただくような局面ができればと思います。結論を出すまでは難しいと思うのですが、皆さんの思い描いていることは、十分伝わってまいりましたので、別のやり方を少し協議会の方で考えていきたいと思っています。

会長：わかりました。今農地法も変わろうとしていますので、次までに、山ノ井さんからもありましたが、今どんな制度があつて、どういうことが、やれるかを調べることも必要だと思います。

事務局：並木委員からお話のありました耕作放棄地の対策協議会を立ち上げれば、交付金

がもらえる。いろいろ規模、制約事項はあると思いますが、たとえばこの農業振興協議会も、位置付けをすれば、耕作放棄地解消対策協議会になり得るという話もあります。そうなれば、補助金もいただけるかと思います。これは、研究していただきたいと思います。

会長 : そうですね。

内海委員 : 耕作放棄地の畑を開墾しなければいけないとなる前に、耕運すればまだ畑として使えるという畑は、結構あります。この資料みたいに荒してしまったら本当に大変なのです。だからこのようになる前に、耕運だけでも義務付けるのではないですが、そんなような制度というか、ルールづくりが今必要だと思います。

会長 : 水田は、耕運と水張りはやりなさい。そうすると生態系が回る。畑もそうだと思います。高齢者だったりするとなかなか難しいと思いますが。それではここまででよろしいですか。

柿澤委員 : 資料3の2の「新たな担い手の育成確保」とありますが、例えば、我々は、素人であり、鎌倉市には農業の講座はないのですが、我々が、農業に入っていく場合、どうしたらいいのか。いきなり畑に行くわけにはいきませんよね。この協議会でも、勉強してきてから、来てほしいとあります。これは農家の方の意見だったと思うのですが、例えば、担い手としてこれから農業に入っていくとした場合に、そういう方たちに対する意見としては、どういう考えを持っているのを農家の方にお聞きしたいのです。

会長 : いかがですか。農業をやりたいときたら、少しは農業体験があるほうが。

内海委員 : その人が本気で農業をやりたいのであれば、弟子入りじゃないのですけれど、その農家に通って一緒に仕事するのが一番手っ取り早いです。私も始めたとき、父と一緒にやりました。本を見るよりも、実際にやっている人の隣について見ながら、自分でもやってみる。それが一番手っ取り早いです。いろんな講座もあると思いますが、実際には農家に入ってやるのが、一番の上達だと思います。

盛田委員 : まず、何を作りたいかが問題だと思うのですが、私も農業をやって、7～8年して父が亡くなりました。でも分からないときは、農振地区の中には農家の方が何軒もいるので、自分で行って聞くしかないのです。それが個人的に弟子入りされてしまうとこちらも負担になってきますし、いろいろあるので、本格的にやりたいんだったら、誰かについて教えてもらうのが一番ですけど、やりながらいろんな人のところに行って、コミュニケーション取りながらというののひとつではないかと思います。

内海委員 : 農家というのは、一年で一回しか収穫できない。そうすると5年、6年、7年やってやっと、流れが分かる。それ位長い時間がかかるんで、一年でできるよ

うな仕事じゃないのです。

会長 : それでは、このあたり遊休農地の活用は、終わりにして、次のテーマに。

事務局 : もう一つのテーマ「鎌倉ブランドやさいの振興」につきましては、本市の総合計画の基本計画施策の方針のひとつが、「鎌倉ブランド事業の推進」であること、そしてこのテーマが、生産者、流通、消費者など幅広い層に関係するものであること。この事業は、以前から様々な取り組みを行ってきましたが、実は、今後、この事業を具体的にどう展開をさせていくのか、現状のままでいいのか、新たな取り組みを行うのか、という部分で行政も農業者の方もちょっと行き詰り、意見がまとまっていないのかと感じています。そういった意味でも改めて、幅広い層からの意見を伺いたくこのテーマをあげさせていただきました。特に生産者以外の方からの具体的な取り組みのご提案や意見などいただければありがたいと考えております。

会長 : 鎌倉ブランドの野菜っていうのは、大変有名なのだそうで、私の近所の奥さんにも聞きましたら、よく知っていました。林さんいかがですか。

林委員 : 家族が、おいしいといいますのは、まず鮮度です。人参にしても、鎌倉ブランド野菜は、葉っぱがついています。葉は、盛りつけの飾りにも利用しています。鮮度がいい野菜で、メタボをなるべく防ぎたいときには、蒸すという方法で調理をする。里芋にしても人参にしても、それ本来の持つ甘みがあって、野菜をあんまり好まない家族も、これは鎌倉の野菜よと言いますと、喜んで残さず食べます。やっぱりそれを思うと、遠くから来る安いお野菜よりも、ちょっと高くても、残さず家族皆が食べてくれるのが、絶対経済的であると思います。ゴミも少ないです。ですから今では、まず鎌倉ブランド野菜のコーナーへ行くようにしております。例えば、旬の野菜を、曲がっていたりしてもても構わないので、いろいろな野菜を、1つの袋に入れて、500円なら500円とかっていう形で売っていただけたらいいなと、それを買って、今夜のメニューを考えれば、済むわけですよ。1つのお野菜をたくさん冷蔵庫にストックしておくよりは、いろんなお野菜があれば2, 3日それをうまく活用できるかなと、これは消費者側からの希望です。

会長 : どうもありがとうございます。それでは中島さんいかがですか。

中島委員 : 私も鎌倉の野菜はここに来てからファンですので、おいしさ良くわかっています。旬のものが、食べられるというのは一番のうれしいことかなと思います。それから、以外と、鎌倉ブランド野菜を知らない方が、本当に多いのです。以前いただいたパンフレットを、いろんな所に配ったりとか、掛けたりとか、そういう工夫もあってもいいのではないかと思います。あれを見ると鎌倉野菜っていうのが、安心安全っていうのが、農薬もあまり使われていない、そういうこともわかります。たくあん講座の時にパンフレットを頂いて初めて知った

わという方が結構ほとんどだったのです。実際食べてみないとおいしさは解らないですから、試食コーナーを設けてみたり、実際に食べさせてみての感触を調べてみることも一つの方法かなという気はしました。

会長：ありがとうございます。細谷教頭は、鎌倉ブランドご存知ですか。

細谷教頭：生まれも育ちも鎌倉ですので、市場によく通わせていただきました。実際に、鎌倉ブランド野菜を食べたいと思っても、買いに行く機会がないという若い主婦は、結構多いと思います。やはり今小学校の若いお母さん達は、子どもが小学校に入ると両親で働く方が多く、会社の近所やスーパーなどで買い物ということが多いのではないのでしょうか。「どこに行ったら買えるよ」というアピールがもっとあった方がいいのかなということと、外国産よりは国内産、国内産よりは鎌倉産のほうが、安心して食べられるというアピールのなかで、もう少し上手な宣伝ができるといいのかなと思います。学校では、遊休農地の作業で収穫されたさつまいもや冬瓜を給食で使う時には、栄養士から、これは、鎌倉の関谷で取れた野菜ですと、必ず指導するようにしております。普段、冬瓜を食べた事がない子もいるのですが、残さずに食べますし、さつまいものときは、鎌倉のお芋なんだ、おいしいって言いながらみんなきれいに食べます。欲しいけれども買えないって人になんとか対応していただけるとありがたいかなと思います。

会長：三ノ宮さんどうぞ。

三ノ宮委員：鎌倉ブランド野菜というネーミングが定着しているようではすけれども、このブランドという名前が付くことによって、高いというイメージが多少なりともあるのではないかと私は思うのです。鎌倉野菜でいいのではないかと思います。ブランドというのは、結局有名なバックとか靴とか、というイメージが私はあるのです。このブランドという名前を付ける事によって、高級野菜のイメージがあるので、鎌倉野菜でいいのではないかなと私は思います。スーパーにも、近くのスーパーにも地元の野菜が出るようになっていきますので、私も極力地産地消ということで、鎌倉の野菜がない時は、湘南の野菜、湘南野菜がない時には茨城とか、群馬とかっていう風な感じで、近いところの野菜を購入しています。

会長：どうもありがとうございます。

安齊委員：農家なので、生産者でもあり消費者の立場でもあります。子どもが3人で、友達の家に遊びに行く時に、ちょっと曲がった野菜を、出荷出来ないような野菜を少しですがお土産に持たせてあげると、すごくおいしかったよ、どこに行ったら買えるの、野菜嫌いだったんだけど、安齊さんのお野菜だったら全部食べてくれるのよ、どこに行ったら買うことができるのかしらなんて尋ねられる時に、家が出荷しているスーパーや、連売即売所とか、その都度場所を説明してあげるんですけど、結構尋ねられることが多いのです。鎌倉の野菜は、あそこに行くと買えるのよ、あそこにも売っているよと、地域の方々にわかるような工夫をしてい

けたらいいと思います。

会長：わかりました。ありがとうございます。せっかくですから皆さんから意見を伺うことにします。

盛田委員：鎌倉ブランド会議からの代表です。鎌倉ブランド野菜は、鎌倉ブランドというものを作りまして、市内の野菜でも魚でもやっていこうということになっています。その中で「鎌倉やさい」という名前を使っています。

会長：鎌倉ブランドで、一番大きいのは、鎌倉やさいですか。

盛田委員：一応野菜の方は「鎌倉やさい」同じ鎌倉ブランドで、魚も鎌倉ブランドでやっています。この黄色い顔のマークを水色に変えて鎌倉ブランドで漁協のほうともやっています。

安藤委員：鎌倉野菜で、味がよく、安全だというイメージを消費者が持っているということをより高めていくことで、大勢の農家の方が作っているわけですが、みんな画一的になる必要はない。例えば味がいいということにこだわってよりそれを高めていくということ、また安全というのも、地元でこういう風に作っているから安全だとPRする。最近では、GAP（ギャップ）という、生産する過程を見直し、農家さんが自分の栽培記録をつけ、公表し、もう一步安全にしていますと示すようなことをやっている。そういうものは取り入れて、安全性についてもより高い評価を得られるようにしていく。そういう風に鎌倉野菜は、どんどん伸びていくのかなと。

矢野委員：最近の総合スーパーは、調子が悪いです。実際、衣料品や住居関連用品などは悪いです。では、どうして成り立っているのかといいますと食品です。食品のなかでも、昨年、一作年と伸びているものは、素材です。肉であり、魚であり、野菜です。加工食品はダウンしています。特に冷凍食品はだめです。ひどいところだと昨年の半分です。値段を半分にしても売れないということです。加工したものは、産地が分からない。だから、自分で作るということがものすごく増えています。昨年末、はんぺんが売れました。はんぺんから、伊達巻を作ったという動きがありました。私は、食育の会議にも参加していますが、今はチャンスの時期なのかなと、企業も農業への参入を目標にしているのです。千葉県に農業法人を作って、生産を開始しています。やり方としては、出来たものを千葉県内のイトヨーカドーで売る、余った食材は、一か所に集めてそれから堆肥をつくり、リサイクルするというようなことを考えています。素材が売れている中で、事業として農業というものは有効だと考えて参入していると思うのです。今の流れからいえば、まず、履歴をしっかりと、新鮮なものをお客さんに売っていく、そういう意味で、お話を聞かせていただいている、仕事としてもものすごく有効なものなのことかなと思います。後継者の問題など、いろいろな絡みはあるのですが、農業というのは、商売として有望なのか

なという気がします。

並木委員：鎌倉ブランドは、それなりにもう浸透しているといいますか、知名度が上がっているということだと思います。一方で生産を増やしていく状況はなかなか難しいよというようにお話を聞きますと、今までは、知名度だけでどんどんやってきた。それについて生産もどんどん走ってきたところもあるのかもしれませんが、今ちょっとバランスが上手くとれてないよということだとすると、ブランドの見せ方みたいものをどういう方向で出していくのかっていう所をよく考えていかないといけない。どんどん生産量を増やして、どんどん量を増やしていきたいのですという意味で、ブランドを高めて売って行って知名度をあげていこうというのか、そうでなく、それなりに生産としてはできているし、その過程の中で、さっき耕作放棄地みたいな話もありましたけれども、鎌倉の農地、農業がちゃんと守られている状況がとりあえずできているとするなら、あとは、広く皆さんに知っていただいて、地域でちゃんと農業やっているっていうのが大事なんだというような所を、一般の方にもよく知っていただく。それが結果的にはたぶん現場で農業を頑張っている農家の人を後押しすることにもなるという風に思いますので、私はどっちか二つくらいしか思い浮かびませんが、もっと違う方向があるのだと思います。その辺をある程度決めた中で、なにか方向をつけた方がなんとなく話としては参入しやすいのかなと。

会長：ありがとうございます。それでは今度は小泉さん。

小泉委員：私も農家です。やはり、あちこちで、偽装だとかでありましたよね。使ってはいけない農薬を使っているなど、自分ではそのようなことはしないと注意して、頑張りたいと思っているのです。みんなが一生懸命頑張っている中で、使ってはいけない農薬を使っていたなどがないようにしていくのが、安心安全を売りにして、鎌倉ブランドを立ち上げてやってきたので、それだけは注意していきたいと思っています。

会長：梶谷さんはいかがですか。

梶谷委員：私は鎌倉青果市場に勤めています。今皆さんのお話がとても参考になるのですが、私は、この鎌倉ブランドの野菜を、地域の人に広めるためにも、今中学校の職場体験を受け入れております。職場体験の中で、生徒さんたちに教えながら、食べて頂いて、野菜のおいしさを少しでも分かっていたらと思います。市場として、皆さんから出荷していただいた品物の中から、年に2回、保健所に提出して、検査を受けます。それで安心であるという事を証明していただいたものを、お渡ししている。市場では、そういう安心な野菜を、皆さんにお渡ししています。

会長：ありがとうございます

柿澤委員：飲食店の代表です。ここにもありますけど、飲食店は確かに鎌倉野菜を使ったお料理またメニューを載せますとお客さんに喜ばれますし確かに売れます。ただ

それを継続的に仕入れるとなるとなかなか難しく、連売所とか近くのスーパーとか取引している八百屋さんから仕入れるという形で、少量ですけどもやれば喜ばれますから、努力はしていると思います。我々の業界で、鎌倉料理というのを作ろうと、鎌倉野菜を使った料理でなんか一品、鎌倉を代表する料理を作ろうという事です。一時、けんちん汁はどうかと話があったのですが、健康的にはいいけど、商売的にどうかということでした。今日の神奈川新聞に、津久井の大豆を使ったきな粉を鎌倉の豊島屋さんが、使っていくという記事がありました。わらびもちで使うのですが、こういった事が、地産地消なのか、鎌倉の野菜の中にそういったものをなにか見つけて、料理としてこれから何かやっていきたいです。

山元課長：作付けも計画的にやりつつ、空いている土地があればどんどん借りられるようにもするしというようなことと、直売所でうる鎌倉野菜を常に確保するということとを結びつけて考えれば、なにか鎌倉野菜の振興プラス遊休農地の活用ができるのではないのでしょうか。

安齊委員：「鎌倉野菜」というのは、直売所が中心になっています。スーパーにも鎌倉ブランドのコーナーがあります。それがだいたい鎌倉のブランド野菜じゃないかと思われがちです。今市場の梶谷委員が言われたように、市場に出に出ているのも鎌倉の野菜なのです。市場の野菜は、どこの人が買うかというと、市場ですから八百屋さんが買います。八百屋さんが買うと、市内の八百屋さんにも、鎌倉野菜も出ているのです。今言われていたように、連売所の野菜が午前中でなくなってしまうという話がありましたけれども、連売所は、組合の農家の方しか入れないのです。他の農家の人たちは、そこに入りたくても入れない。隣の安齊委員さんもそこには入ってなくて、主に市場とかスーパーに出しているのが現状なのです。連売所というのは要するに直売所です。確かにあそこの直売所自体狭くて一定の品数しか並べられないという制約がありますので、なかなか皆さんに行き渡らないということは事実だと思います。いずれはもっと大きくするために、他の場所を選んで、直売所というものも考えていかなければいけないし、この直売所を生かすというのは、これは今話題になったさがみの農協がやっている寒川の「わいわい市」があります。そういうものにJAとしてもかなり力入れてやっているのです。次は、藤沢の方にも新しく大きいを作るという話があります。それは地域が中心になっていますから、藤沢ですと、藤沢の農家の方が中心になっていきます。鎌倉では大変かなと。いずれは、大きい直売所を作るとなると、それなりの土地、資金などが必要ですし、今は、JA がやっていますけれども、市とJA とかで、直売所をもっと増やすという必要があると思います。それから、鎌倉野菜は、市場を通して、一般の八百屋さんにも流通している、八百屋さんにあるものは、鎌倉野菜だいう風になれば、市民の皆さん購入しやすく、八百屋さんも大変な時代ですので、そちらのほうも

目を向けていく必要なのかと思います。

会長：はい。ありがとうございます。ここまでお聞きになっていかがでしょうか

盛田委員：今いろいろ言われていて頭が混乱しているところなんですけど、鎌倉野菜、安全安心っていうことを一番に作っています。あと何回も出てきますけど、作っている人の顔が見えるというのも一つの安心ではないかと思います。またイトーヨーカドーさんもそうですし、相鉄ローゼン、生協さん、スーパー、生産者の写真が張ってあります。それを見てもらえれば、こういう人が作っているんだっていうのもわかりますし、又何かの会議で顔を合わせたときは、顔知っているよというてもらえればうれしいことですので、今取り組むことは安全安心だと思っております。あと量についての問題は、先ほどから言っているのですが、さっき遊休農地を現況の畑に戻してもらえればいくらでもやっていくことができる。ただあれを何とかしろと言われてたら今そこまでする時間も労力もありません。なんとかここでそれを解決してください。

会長：今までもそうですけど、農家の方がやる必要は無いのは正しいことです。

内海委員：先ほどブランド野菜これからの方向と言っていますが、私は、これ以上鎌倉市外にアピールするのはちょっと待ってくれというのが現状です。できたら鎌倉市民の地元の方に、野菜食べていただきたいし、これ以上アピールしても生産が追いつかない。実態が追いついていかないというのが現状です。私自身も、これからは量よりも、まじめに、安全安心で、食物なのだから当たり前なのだと。それをわざわざアピールするようなことは、それを売りに出すようなことがないぐらいに、皆さんに分かっていただきたいと思っています。これからはもっとまじめに良いものを作れるような方向で、進んだほうが私は良いと思います。

会長：地産地消ということで、鎌倉の植木剪定材利用の堆肥のことは、

事務局：地産地消と堆肥。鎌倉市では、植木剪定材の収集をしています。それを使いまして、山梨で肥化しています。今農家さんに使っていただいているものは、この堆肥に牛ふんを混合したものです。これは、特別に鎌倉ブランド会議のほうで開発したものです。それを鎌倉ブランド会議に登録した農家の方に使っていただいています。リサイクルを兼ねた堆肥です。

会長：わかりました。

市田委員：この二つの議題の繋がりがまだちょっと、両方とも難しい課題で、上手く繋がるの一番良いとは思いますが、鎌倉市ならではの何か特徴のある循環型の農業を考えていけたらと思います。

会長：はい、ありがとうございました。今最後に市田委員がおっしゃった二つの課題

この遊休農地の活用ということと、鎌倉ブランドの野菜生産は、一応今の農家の方たちで確立はされているということですが、それをもっと広げる、直売所で、午前中で売り切れないで、午後にも売れるというのは、やはり農業振興していかなければならないということになります。鎌倉市の方よろしいですか。この二つの課題は、一度にはどうも離れ離れの話ではないので、一緒に考える。ただ荒れたところを開墾するやり方をどうするのか。開墾というのは大変おもしろいことだと思います。これから農業をやりたいのだから、少し待ってもらおう。もっと農業振興することは、現在の農家の方たちにお任せすることは難しい。指導をしていただき、農業をする場所を増やすということで、少し考える。今いろんな農業は、市民が、楽しみながら、草刈もやったりする、それに補助で出るような時代になっていると思いますので、その辺のことも考えながら、検討しましょう。この資料の5と6の直売所のところで少しわからないのですが、個人の直売所は鍵付きのロッカーになってしまったとか、それからもう一つ、市民農園でなんか一生懸命作ったのに直接販売はできない。

事務局：並木委員のから前回の会議のときで、市民農園で作った野菜の販売はできない、販売目的で栽培しているわけではないので。ただ品評会に出すとか、フリーマーケットのようなところでちょっと出すのは大丈夫ではないかというお話がありました。

会長：一生懸命庭先で作っておられる上手な方もいらっしゃいますよね。いつも思うのですけれど、人にあげたり、ちょっとでも売れたらと思うのですけれど、そういう制約ってあるのですか。

並木委員：基本的にはですね販売目的ではないので、通達の中では駄目です。要は趣味の範囲で続けて、自分のところで食べるのをちょっと越えた部分については、まあ売っても良いでしょって流れにはなっています。絶対駄目ということではないのですけども、一般の市民の方にどんどん作ってどんどん売っていただくというやり方はちょっと問題になるのかなというように思います。

会長：ロッカーになったというのは。

事務局：前回の会議のときに、玄関先、軒先で野菜が売られており、それを買うのを楽しみにしていたら、あるとき突然鍵付きのロッカーで野菜が売られていた、やはり軒先は、無人だと消費者のモラルが無いというところでそうってしまったという話がありました。

会長：わかりました。なかなかまとめにくい話ではありましたが、次年度に向けて市の方でまとめていただき、今年度のこの会議は、これで終了します。

事務局：ありがとうございました。